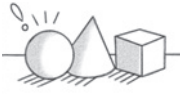


## 役立つ！ 会務活動



vol.9

# 犯罪被害者のためにできること

会員 早田 智紀 (70期)

私が所属している犯罪被害者支援委員会は、個別の被害者（そのご遺族を含みます）の支援から被害者を取りまく社会問題の検討まで被害者の支援を目的とした活動を幅広く行っています。今回は、なかでも私が非常に有意義だと思っている活動として、当会が一弁と二弁の委員会と共同で運用している個別の被害者に対する支援制度をご紹介します。

この制度は、重大犯罪の被害者など弁護士による法律相談を早期に行う必要性が認められる方からの要請がある場合、警視庁や検察庁を介して申込をしてもらい、弁護士の支援を希望する被害者に対し速やかに弁護士による法律相談を提供するというものです。被害者の希望があれば弁護士が代理人として活動します。被害者は経験豊富な弁護士と早期に繋がることができるので、非常に有意義な制度だと思います。また、当委員会では経験豊富な会員と経験が浅い若手会員の2名で対応しています。若手会員にとっては経験豊富な先輩方と一緒に対応するので経験が浅くても安心して活動できます。

私は当委員会に所属して6年目になりますが、この

制度を通じて多数の被害者の代理人として活動を行ってきました。その活動を通じて思うことはいろいろありますが、弁護士が被害者のためにできることについて、法的な支援はもちろん被害者に余計な負担をかけない、味方として寄り添い安心してもらうといったことも重要だと思っています。写真は、小さいお子さんが被害者の事案で、被害者と一緒に折り紙を作って遊んだときにもらったものです。これも被害者のためにできることの一つだと思います。



当委員会は、犯罪被害者のために幅広く活動ができるやりがいのある委員会です。犯罪被害者の支援に興味がある方は是非、当委員会への参加をご検討ください。



こちらから読んでね

### LIBRAの由来

